

各種手当のご案内

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当

特別児童扶養手当

次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。①精神の発達が遅滞しているか、精神の障害があり日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとき②身体に重度、中度の障害や、長期にわたる安静を必要とする病状があり、日常生活に著しい制限を受けるとき

特別障害者手当

20歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別の介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級程度の方または愛の手帳1・2度程度の方で障害が重複している方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方）に支給されます。ただし、施設入所者および障害年金などの受給者には支給されません。

心身障害者福祉手当

20歳以上で心身に障害のある方（身体障害者手帳1・2級の方、愛の手帳1・3度の方、脳性まひまたは進行性筋萎縮（いしゆく）症の方）に支給されます。ただし、施設に入所している方、また、65歳以上で新たに手帳を取得された方は支給できません。

手当月額 2万6440円
障害児福祉手当

手当月額 1万5500円
重度心身障害者手当

手当月額 1万5500円
重度心身障害者手当

重度の心身障害のため、常時特別な介護を必要とする方（重度の知的障害で常時特別な介護を必要とする方、重度の知的障害と身体障害の重複の障害の方、重度の肢体不自由で四肢機能が失われ座つてい

※所得制限があります。
手当月額 1万4380円

詳しくは、特別児童扶養手当については子育て支援課助成係 ☎470・7736、そのほかの手当については障害福祉課 ☎470・7747へ。

障害福祉サービス等の利用者負担額が一部変わります

4月1日付で、障害者自立支援法施行令が改正され、住民税非課税世帯（18歳以上では本人および配偶者が非課税）の障害者が、障害福祉サービスまたは障害者支援施設を利用する場合の負担額、補装具購入時の負担額が無料となりました。

介護保険料は、毎年7月に市民税の課税内容を基に決定します。そのため、4月・6月・8月の保険料は仮徴収として、2月と同額を納めていただきます。

7月に保険料が決定した後、年間保険料額と仮徴収額との差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただくこととなります。

※4月・6月・8月の保険料額と比べて、年度後半の10月・12月・翌年2月の保険料へ。

介護保険料特別徴収（年金天引き）の方へ

仮徴収のお知らせ

差額を、10月・12月・翌年2月の3回に分けて納めていただくこととなります。22年度の介護保険料は7月中旬にお知らせします。

東久留米市農業振興計画策定委員を募集します

市では、農業の進むべき方向の指針となる23年度以降、5カ年の「東久留米市農業振興計画」を策定します。

市内在住で20歳以上が大幅に増額または減額になることが見込まれる場合には、年間の



「都市計画マスタープラン中間見直し市民検討委員会（仮称）」の委員を募集します

市では、将来に向けて東久留米のまちをどのように守り創造し、未来の子どもたちに引き継いでいくのか、そしてそれを市民と行政がどのように実現していくのかを明らかにすることを目的として、12年10月に「東久留米市都市計画マスタープラン」を策定しました。

この策定から9年余りが経過し、その間、上位計画の見直しや新たな都市基盤の整備

「応募の動機」
申し込みは応募書類を、5月14日（金）午後5時までに（必着、〒203-8555、市役所都市計画課計画調整担当あて郵送、電子メールまたは同課へ直接持参してください。）

「審査結果」5月中に応募者全員に通知します。なお、提出した書類は返却しません。

「募集人数」5人
「応募資格」20歳以上の市民で、会議に出席できる方（現在、市の付属機関などの委員になっていない方）

◆産業振興課メールアドレス
sangyoshinko@city.higashikurume.lg.jp

◆都市計画課メールアドレス
toshikeikaku@city.higashikurume.lg.jp

平成22年度一般会計・特別会計 暫定予算が成立しました

3月23日に開かれた第1回市議会定例会で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計の4特別会計について暫定予算が、老人保健特別会計については年間の予算である当初予算が成立しました。



教科書選定調査委員会の委員を募集します

「応募書類」(1)住所、氏名、性別、年齢、職業、電話番号を記入した書類（様式は科書を採択するため、教科書選定調査委員会）を設置し、その委員を募集します。

「募集人数」2人（応募者多数の場合は抽選）

「応募資格」市内在住で20歳以上の方（ただし、「市民公募に関する要領」の欠格事項に

「募集人数」2人（応募者多数の場合は抽選）

国民年金
国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、17年度（29年度まで）の間、年度ごとに引き上げられることになっていきます。

これにより、22年度の保険料は、440円引き上げ

22年度の国民年金保険料は1万5100円

国民年金保険料は、急速な少子高齢化に対応し制度の安定を図るため、17年度（29年度まで）の間、年度ごとに引き上げられることになっていきます。

22年度の年金額は、国民年金や厚生年金などの年金額は、実質的な価値が変わるのを防ぐため、物価の変動に応じて自動的に額を改定する「物価スライド」の仕組みがとられてい

22年度の年金額について、21年の物価水準は対前年比では下落したものの、法律でこれを下回らなければ引き下げる基準として、依然として0.3%以上回っている状況にあり、法律の規定に基づき、22年度の年金額は据え置きとなり